

自治体法務サポート

政策法務の 理論と実践

『政策法務』を推進する

実務担当者待望の手引書!!



編集：政策法務研究会
編集代表：鈴木 庸夫
体裁：A5判・加除式・全1巻
定価：本体9,000円＋税

こんな場面でお役に立ちます!!

- 自治体の政策法務研修で使える、いい題材を探しているのだが…。
- 政策法務を推進する体制づくりはどのようにしたらよいか？
- 条例・規則等の作成に際して必要な行政手法を選択するには？
- 条例・規則等の作成に際しての留意事項を確認したい。
- 政策執行に際して、法律や条例を解釈運用する時の参考にしたい。
- 自治体法制を評価するにはどのようにしたらよいか？
- 争訟対応に必要な基礎知識を習得したいのだが…。

内容構成 (抜粋)

第1章 政策法務の基礎理論

- 1 政策法務の意義と構成
 - (1) 政策法務の意義 (2) 法の諸類型と政策法務
 - (3) 政策法務のプロセス
- 2 政策法務の基本原則 (考慮要素)
 - (1) 憲法 (人権保障) と政策法務 (2) 法治主義と政策法務
 - (3) 団体自治 (自治体の自治権) と政策法務 (国・自治体関係と政策法務) (4) 住民自治と政策法務 (5) 条例制定権
- 3 自治体政策法務をめぐる法形式
 - (1) 国の法形式～政策法務の立場から (2) 自治体の法形式
 - (3) わかりやすい(やさしい) 条例づくり
- 4 政策法務の法的基礎—地方分権を踏まえて
 - (1) 地方分権の要点とその影響 (2) 自治立法権の変化
 - (3) 法令解釈権の変化 (4) 係争処理制度の整備
- 4-2 市民協働条例
 - (1) 市民協働条例の意味 (2) 市民協働条例の動向
- 5 自治基本条例—自治体法の体系化
 - (1) 自治基本条例の意味 (2) 自治基本条例 (案) の歴史・変遷
 - (3) 自治基本条例の類型 (4) 自治基本条例の要件・効果
 - (5) 自治基本条例の制定の動向
 - (6) 自治基本条例の制定・改正手続
- 6 政策法務のマネジメント
 - (1) 法制執務組織の改革 (2) 法制執務組織と原課
 - (3) 企画調整部門と法制執務組織
 - (4) 法務研修の現状と課題 (5) 総合的政策法務マネジメントの確立
- 7 議会の政策法務
 - (1) 議会提案条例の意味 (2) 議会提案条例の動向
 - (3) 議会提案条例の類型 (4) 議会提案条例の制定プロセス
 - (5) 議会提案条例の制定を支援する仕組み (6) 議会基本条例

第2章 自治立法の理論と手法【立法法務】

- 1 自治立法の制定過程
 - (1) 条例・規則等の作成過程 (2) 課題設定段階
 - (3) 基本設計段階 (4) 詳細設計段階 (5) 決定段階
- 2 都道府県条例と市町村条例の関係
 - (1) 都道府県と市町村の関係
 - (2) 都道府県条例と市町村条例の関係
 - (3) 条例による事務処理の特例
 - (4) 都道府県条例と指定都市の条例の関係
 - (5) 合併時の市町村 (6) 統一条例
- 3 行政手法の諸類型
 - (1) 総論—行政手法の基本的な考え方—
 - (2) 規制の手法 (3) 計画手法 (4) 誘導手法
 - (5) コミュニケーション手法 (5)-2 民間との協働および民間手法の導入
 - (5)-3 公共サービス改革 (6) 実効性確保の手法 (7) 分権型社会における地方税制 (8) 紛争処理の手法
- 4 おもな行政分野における政策法務手法
 - (1) 土地利用 (まちづくり) ・建築規制・景観保全 (2) 環境保全
 - (3) 廃棄物処理・リサイクル行政 (4) 高齢者・福祉行政
 - (5) 衛生行政 (6) 情報公開・個人情報保護行政
 - (7) 課税自主権を活用した独自の自治体税制 (8) 生活安全
 - (9) 公益通報者保護 (10) 自治体コンプライアンス

専門的・実務的 政策法務を徹底

第1章 政策法務の基礎理論より

第1章 政策法務の基礎理論

第3章

6 政策法務のマネジメント

(1) 法制執務組織の改革

Q 地方分権改革により拡充された条例制定権や法解釈権を自治体運営のなかで生かすための法務マネジメントの改革のポイントは何かでしょうか。

A 自治体「理」、要があります。第1に組織。自治体は、などを簡潔し、振り分けます。法務についても、ひとつのカテゴリーとして、法制課や法規係などが設けられています。しかし、当然のことながら、「法律による行政の原則」に従い、各セクションがそれぞれ所管する法律や条例を運用しています。法務マネジメントを改革するためには、まずその屋台骨を支える組織を改革する必要がありますが、その場合、条例制定や法解釈など自治体全体の法務を統括する横断的の「法制執務組織」と、個別法や条例を主管する縦断的の「原課」の両面から取り組むことが必要です。また、法制執務組織、原課のほか、自治体の政策部門を担う企画調整部門が、それぞれ法務に関する適切な認識と役割分担をし、相互の連携・調整を図ることにより、分権時代の政策法務マネジメントが可能となります (法制執務

政策法務の意義と構成や、自治体政策法務を展開する上で必要な知識を論述!

「法令
詳し

第3章 法令運用の理論と手法【執行法務】

第4章

- 1 執行法務の視点と手順
 - (1) 執行法務の考え方 (2) 執行法務の手順
- 2 自治体の法令運用
 - (1) 自治体の法令解釈権
 - (2) 自治事務と法定受託事務の解釈運用
 - (3) 国の関与と法令運用
- 3 法令運用の戦略
 - (1) 許認可法令の解釈運用
 - (2) 行政手続法・条例運用 (審査基準・処分基準)
 - (3) 補助金等給付法令の解釈運用
 - (4) 施設設置管理法令の解釈運用
 - (5) 法人制度改革
- 4 おもな行政分野における法令運用の手法
 - (1) 土地利用 (まちづくり) ・建築規制・景観保全
 - (2) 環境保全 (3) 廃棄物処理・リサイクル行政
 - (4) 高齢者・福祉行政 (5) 衛生行政
 - (6) 情報公開・個人情報保護行政
 - (7) 地方における税務行政の執行方法
 - (8) 生活安全 (9) 公益通報者保護 (10) 自治体コンプライアンス

資料編
参考条例

内面から、 底解説!!

3 行政手法の諸類型

(1) 総論—行政手法の基本的な考え方

自治立法の検討にあたって、行政手法に着目するのはなぜですか。

自治立法を進めるには、条例等の制度設計の骨格をどう設定し選択するかが重要となります。

この制度設計の骨格は、誰が、どういう手段を（手段）、どういう手段で実施するかという点がポイントになります。なぜなら、これによって、どのような効果や利益がもたらされるかが決まってくるからです。また、手段によっては、実施に際しての負担やコスト、手続的な負担などが発生し、これを前提として具体的に検討する必要があります。

一方、「手段」には、規制的な手段から誘導的な手段、利害調整の

手段など、多岐にわたります。また、規制的な手段は、対象となる人から対応を求めなければならない場合があります。また、誘導的な手段は、インセンティブを念頭に浮かべることが多く、多くの選択肢を想定する必要があります。

そこで、本節では、行政手法の種類に分けて紹介していきます。

2 自治体法制の評価と見直し

(1) 法制評価の考え方

自治体法務において法制評価は、どのような位置づけになるのでしょうか。

法制評価とは、第1章④でも述べましたが、自治体の法務マネジメント・サイクルの企画（Plan）・実施（Do）・評価（See）の「See」の部分、つまり、条例等の制定（Plan）、運用（Do）を受け、これを再評価したうえで、条例等の自治立法（以下、本節では条例、規則等の自治立法を総称して「条例」と表現します）の見直しを促し、よりよい制度に高めていくという役割を担います。また、効果の面からみると、条例の制定による市民の権利の創設や義務の発生等をとらざる社会制度の創設、条例の施行による実際の権利の発生等を受け、条例により侵害を受けたとする私人からの対応、争訟を契機とする条例制度の見直しも法制評価の一環としてとらえられます。

また、前者は、法制度の時間的経過にともなう対応であり、行政評価と同様の視点ともいえ、狭義の法制評価といえます。

2 自治体の法令運用

(1) 自治体の法令解釈権

■自治体の法令解釈権の意味

法令の解釈は、自治体に限らず誰にでもできると思うのですが、ことさらに「自治体の」法令解釈権を問題にする理由はなぜですか。

この問題に関しては、第1章③において簡単に触れましたが、ここではもう少し深く検討してみます。法令解釈の主体として、国、自治体、住民の3者を考えます。

新自治制度のもとでは、国の関与をめぐって自治体が争う道が年々増えてきたことが、これまででは、このような例は非常に限定されたものでした。そこで、国と自治体の法令解釈が異なる場合は、住民に対する自治体の処分等が、国の法令解釈と異なって違法であるという理由で住民から争訟が提起され、これに対して自治体が独自の法令解釈を展開する、といったケースでした。自治体の政策法務論に照らして検討してみます。

「法令運用の戦略」について 底解説!

争訟への対応(制度説明)と法制評価を中心に解説!

争訟への対応(制度説明)と 法制評価を中心に解説!

争訟法務の理論と手法【争訟戦略】

① マネジメント—評価と争訟

① マネジメントの考え方

② 法務の方向性と法務マネジメントの戦略

③ 自治体法制の評価と見直し

④ 法制評価の具体的な手法

⑤ 法制評価と行政評価の融合

⑥ 争訟処理の制度と対応

⑦ 行政裁判例の読み方・生かし方

⑧ 自治体との法的な対話を可能とするために

⑨ 争訟処理の事例をとおして判例の読み方、使い方を考える

⑩ 自治体の係争処理

⑪ 争訟処理の概要

⑫ 自治体の係争処理制度が創設された背景

⑬ 創設された係争処理の内容 (4) 係争処理の具体例

⑭ 争訟処理における自治体と国の争い

⑮ 行政命令訴訟以外の裁判

本書の特色

1 政策法務の流れに沿った構成!

本書は政策法務の基礎理論（政策法務の意義と構成、基本原則等）と政策法務を構成する立法法務、執行法務（解釈・運用法務）、争訟法務の4つの章で構成されています。

第2章では条例や政策の立案・制定に際しての必要事項、重要なポイントを、第3章では制定された条例・政策の運用に際しての必要事項、重要なポイントを、第4章では条例・政策を運用した結果起こった争訟に対しどのように対応し、また、今後の条例・政策の改善に役立てていくかについて解説しています。

2 Q&Aスタイルで課題を明確化!

本書は各章とも課題をより明確にするためにQ&Aスタイルを採用し、ポイントを明示しています。また、図表・具体的統計数値・事例等を多用することにより実務に役立つよう心がけています。

3 加除式の採用で変化する環境に対応!

本書は自治体法務を取り巻く環境の変化に対応できるように加除式を採用しています。今後法令の新規成立や改廃、新規判例の公開により内容に変化が生じた場合や新規自治体事例が発生した場合、情報誌や追録を発行し、内容のフォローアップを図ります。

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

ホームページからのお申し込みは

<クレジットカードでもお支払いいただけます。※>

※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
 - 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社

本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社・西東京営業所
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社
さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社
名古屋市東区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

九州支社
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074



担 当



(603980) [0912]

政策法務 (603985) 2009.12 H3